

横須賀市立地適正化計画見直し検討業務委託 業務仕様書

■令和3年度

【主に駐車場に関する検討】

1. 計画準備

本業務実施にあたり、各業務内容についての作業実施方針や実施工程を検討し、業務実施計画書として取りまとめるものとする。

2. 本市の現状・課題の更新、資料調査

計画書「第2章：本市の現状と課題」において本市の現状を示した各種図表の出典を確認し、計画書策定時点よりデータが更新されている場合は、バックデータの整理とともに掲載図表の更新を行う。特に、人口動向については、最新の国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の数値を用いて、メッシュデータによる図面も含めて作成を行う。

また、現状データの更新に伴い、必要に応じて、各項目の説明文についても更新を行う。

さらには、現状の更新に伴い、必要に応じて、「2-3. 都市構造上の課題の整理」の見直しを行う。

PT データや都市計画基礎調査等の既存データを用いて、将来需要の推計に必要な、ゾーン別の自動車発生集中交通量を算出する。

3. 実態調査

① 駐車施設実態調査

資料1(本仕様書P.7)に定める区域に存在する、全ての路外駐車場の駐車場名称、所在地、形態、収容台数、料金、営業時間、駐車台数(立寄時の台数のみ)について、平日の1日1回巡回調査をすることで、需要の実態調査を行う。

② 路上駐車実態調査

資料1(本仕様書P.7)に定める区域全体において、路上駐車車両の、合法、違法、位置、車種別(二輪車含)台数を平日および休日の各7時から19時の間、15分に1回の巡回により実態調査を行う。

③ 荷車実態調査

資料1(本仕様書P.7)に定める区域全体において、荷捌駐車車両の、位置、時間、車種別台数を、平日および休日の各7時から19時の間、15分に1回の巡回により実態調査を行う。

④ 駐車場利用実態調査

駐車場整備地区における駐車場の出入台数、駐車時間、アンケート調査を平日及び休日の、各7時から19時の間で実施する。

4. 駐車需給バランスの検証

資料調査及び実態調査の結果をとりまとめ、おおむね10年後を想定した、エリア内の駐車需要供給量の将来予測を算出する。

5. 地元意見交換会の運営支援

地元関係者との意見交換会の場と同席し、まちづくりの方向性を共有する。意見交換会は出席、資料作成、議事録の作成、意見対応を行う(概ね4回程度)

【主に立地適正化計画(居住誘導区域)に関する検討】

6. 居住誘導区域の見直し

都市再生特別措置法の改正等に伴う災害ハザードエリアの取扱いの変更を踏まえ、居住誘導区域の設定条件を再検証し、それに即した区域の見直しを行う。

これらの検討を踏まえ、計画書「第5章:居住誘導区域」の見直しを行う。

7. 防災指針の作成

(1)居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

1)災害ハザード情報等の収集、整理

発生するおそれのある災害のハザード情報を網羅的に収集・整理するため、災害に係る各法に基づき想定・設定された情報を収集・整理し、災害リスク分析を行う。

2)災害リスクの高い地域等の抽出

人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置等の現状や将来の見通しなど各種の都市の情報と、災害ハザード情報とを重ね合わせることで、人的被害や社会・経済被害等の観点から災害リスクを分析する。

3)地区ごとの防災上の課題の整理

地区ごとの災害リスク分析の結果を踏まえ、具体的に想定される被害の状況を確認し、当該地区ごとに課題を整理する。

(2)防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

1)地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

各地区の課題を踏まえ、規制・移転や居住誘導区域の見直し等による災害リスク回避と、災害リスクを低減するために必要な対策の両軸から検討する。

【主に調整に関する項目】

8. 各種会議等の開催支援

立地適正化計画の見直しにあたり、以下の各種会議の運営に伴う資料作成、会議出席、議事録作成を行う。

- ① 立地適正化計画見直し検討委員会(庁内検討組織)(仮称):2回程度
- ② 庁内部長級会議:1回程度
- ③ 都市計画審議会:1回程度
- ④ 国土交通省(本省都市局もしくは関東地方整備局)へのヒアリング:1回程度

9. 成果品取りまとめ

本業務における調査及び検討成果を報告書に取りまとめを行う。

10. 打ち合わせ協議

本業務を円滑に進めるため、初回協議、成果品納入時の他、中間報告等において打ち合わせ協議を実施する。概ね 4 回程度を想定する。

■令和4年度

【主に駐車場に関する検討】

1. 駐車場の出入りを考慮した街路空間の概略検討

街路空間を構築するにあたり以下の検討を行う。

- ① エリア内の交通・歩行動線の将来像の検討
- ② 駐車場の出入りを考慮した街路空間の概略検討

【主に立地適正化計画(居住誘導区域)に関する検討】

2. 居住誘導区域の見直し

都市再生特別措置法の改正等に伴う災害ハザードエリアの取扱いの変更を踏まえ、居住誘導区域の設定条件を再検証し、それに即した区域の見直しを行う。

これらの検討を踏まえ、計画書「第5章：居住誘導区域」の見直しを行う。

3. 防災指針の作成

(3)具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

1)防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討

地区ごとの取組方針に基づき、地域住民等との合意形成等を図りつつ、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を明らかにし、図表等を用いて整理する。

2)取組スケジュールと目標値の検討

取組方針において設定された各取組について、目標年次期間内に達成するための具体的な目標を短期(おおむね5年程度)、中期(おおむね10年程度)などの視点から、可能な限り定量的な目標として設定する。

4. 誘導施策の更新

計画策定後での計画書に記載した誘導施策の運用状況や、今後、計画書への掲載が想定される新規施策等について情報収集を行い、計画書「第6章：誘導施策」の更新を行う。

5. 評価指標の更新

計画書「第7章：評価指標と進行管理」に記載された評価指標の現状値及び目標値について、居住誘導区域の見直しに伴い見直しを行う。

また、各指標の達成状況について、現時点の値を整理し、目標値の達成見込みの検証を行う。

【主に調整に関する項目】

6. 各種会議等の開催支援

立地適正化計画の見直しにあたり、以下の各種会議の運営に伴う資料作成、会議出席、議事録作成を行う。

- ① 立地適正化計画見直し検討委員会(庁内検討組織)(仮称):2回程度
- ② 庁内部長級会議:1回程度
- ③ 都市計画審議会:1回程度

④ 国土交通省(本省都市局もしくは関東地方整備局)へのヒアリング:1 回程度

7. 説明会の開催支援

計画書の見直し内容について、市民への周知を目的とした説明会を実施する。その際の資料(分かりやすさに配慮した内容とする)、議事録の作成を行う。

開催は1回～2回とし、受託者は同席するものとする。

8. パブリックコメントの実施支援

説明会の同時期において、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの結果を踏まえ、説明会で挙げた意見とともに整理を行い、対応方針をまとめる。

9. 計画書改訂案(本編)のとりまとめ

本業務における調査及び検討成果を計画書改訂案として取りまとめるものとする。

10. 計画書概要版の見直し

計画書の更新に伴い、計画書概要版の見直しを行う。

11. 届出関係書類の見直し

市民等へ届出制度に関する説明を行うために作成していた届出制度のパンフレット及び手引きについて、計画書の改訂に伴い見直しを行う。

12. 区域詳細図の見直し

市民等へ区域の詳細を説明するための資料として作成していた都市機能誘導区域及び居住誘導区域の詳細図について、計画書の改訂に伴い見直しを行う。

13. 成果品取りまとめ

本業務における調査及び検討成果を報告書に取りまとめを行う。

14. 打ち合わせ協議

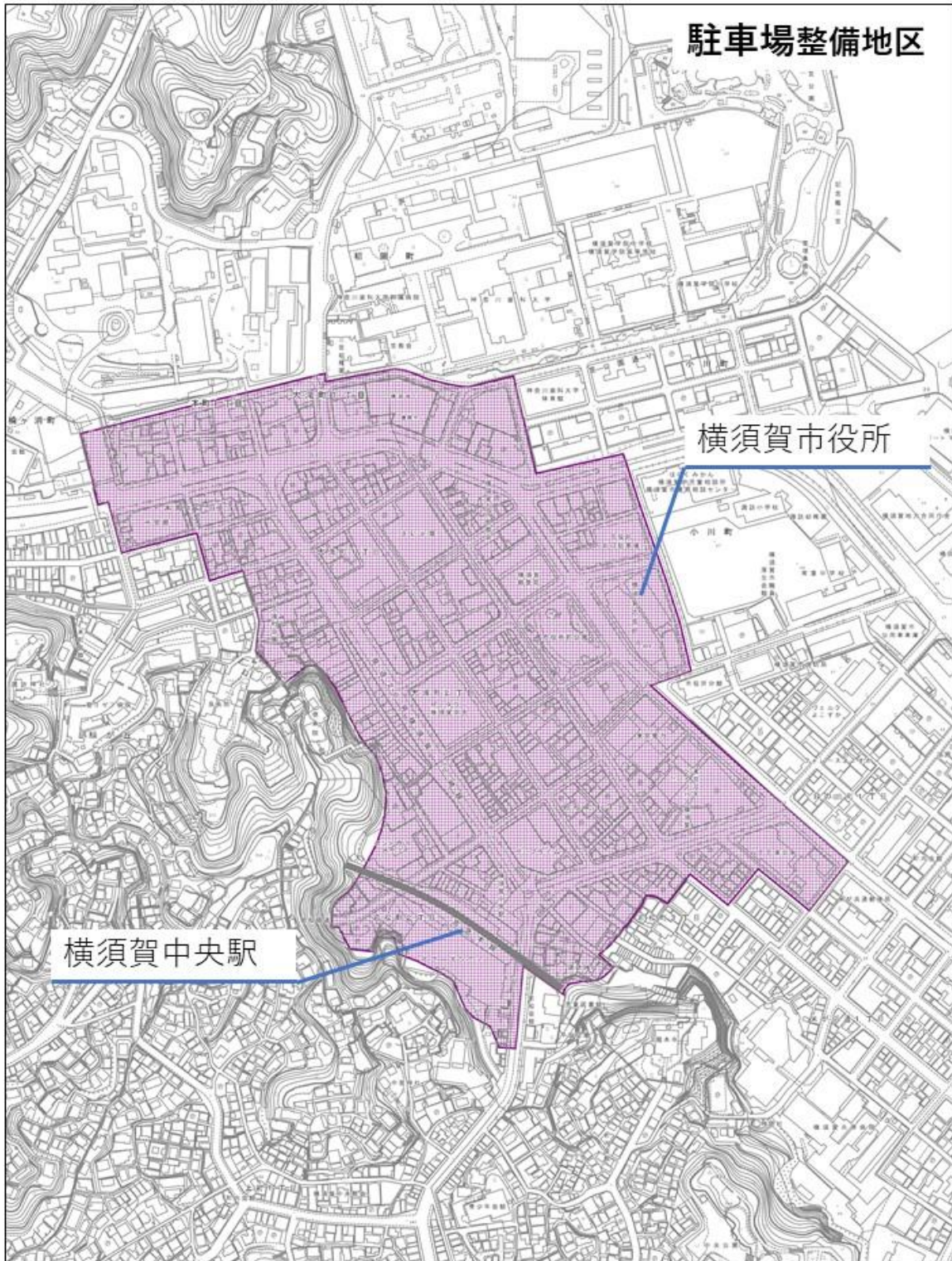
本業務を円滑に進めるため、初回協議、成果品納入時の他、中間報告等において打ち合わせ協議を実施する。概ね4回程度を想定する。

【成果品】

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|--|----------|
| ① 業務委託報告書
→データ形式: word、pdf | A4製本 3部 |
| ② 横須賀市立地適正化計画書改訂版
→データ形式: word、pdf | A4製本データ |
| ③ 横須賀市立地適正化計画書改訂版(概要版)
→データ形式: word、pdf | A4製本データ |
| ④ 区域詳細図
→データ形式: shp、pdf | A2製本 1部 |
| ⑤ 届出制度パンフレット改訂版
→データ形式: word、pdf | A4製本データ |
| ⑥ 届出制度の手引き改訂版
→データ形式: word、pdf | A4製本データ |
| ⑦ 上記電子データ一式 | DVD-R 1部 |

【資料1】



住宅地図：Copyright (c) 2021 ZENRIN CO., LTD. (ZLJP08)
基礎地図：この地図の作成にあたっては、国土院院票の承諾を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
[承諾番号 令元情使、第717号]